畑地化促進事業のご案内

駒ヶ根市地域農業再生協議会

**１　畑地化促進事業とは**

　水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行います。また、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担等に要する経費を支援します。

※当事業を活用し、交付金を受け取った農地は、以後水田活用の直接支払交付金を受け取ることができません。したがって、当該農地は水張り確認が不要となります。

※登記地目の変更手続きは不要です。

**２　申請方法**

・当協議会における令和７年度要望調査の受付期間は、令和７年１月８日～２月1３日です。

・調査期間中は、駒ヶ根市ホームページに事業案内、要望方法等を掲載します。詳しい要件や要望方法につきましては、こちらをご覧いただくか、お問い合わせください。

・調査期間外に申し込みを行うことはできません。

・令和８年度以降につきましては、要望調査実施の通知があり次第、改めてお知らせします。

**３　交付対象**

以下の要件①、②を満していることが条件です。

**①交付対象者**

・販売農家または集落営農

**②交付対象農地**

・水田活用の直接支払交付金の交付対象農地であること。

・隣接した農地で、概ね団地化を形成していること。

・前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金等の交付対象となった作物が作付けられていること。

・申請時に取り組むこととした作物を、取り組み開始年から5年間継続して作付けすること。（令和７年度に申請・採択された場合は、令和７～１１年度が対象期間です）

**４　支援メニュー**

**[１] 畑地化支援・定着促進支援**

主食用米の需要が中長期的に減少する中、畑作物の需要に応じた生産を推進するため、水田を畑地化し、畑作物の定着等を図る取り組みを支援します。（下表参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **対象作物** | **畑地化支援** | **定着促進支援** |
| 高収益作物（野菜、果樹、花き等） | 10.5万円/10a | 2（３※）万円/10a×5年間または10（15※）万円/10a（一括） |
| 畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等） | 10.5万円/10a | 2万円/10a×5年間または10万円/10a（一括） |

※加工用・業務用野菜等の場合

**[２] 土地改良区決済金等支援**

令和７年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。（上限25万円/10a）

※除外に伴う各種手続き、地区除外決済金額、関係規定等につきましては、該当する各土地改良区にご確認ください。

**５　事業活用に関する留意事項**

・**令和７年度の事業内容を記載しております。**今後要綱が変更される場合がありますので、詳細は要望調査時に改めてご案内します。

・当事業は採択制のため、要望者全員への交付が約束されるものではありません。

・借りている農地を畑地化する場合には、土地所有者の同意が必要となりますので、要望調査申し込みの前に、調整を行ってください。調査後、土地所有者から同意書を得ていただき、協議会に提出していただきます。